平成２８年１０月１日から筑紫野市子ども医療制度が変わります。

◆変更内容

	現行（～平成28年９月）	改正後（平成28年10月～）
０歳～３歳到達月末	入院・入院外とも徴収しない	入院・入院外とも徴収しない
３歳到達翌月 ～６歳到達年度末	入　院　１日あたり500円 （月７日限度） 入院外　１月あたり600円限度	入　院　１日あたり500円 （月７日限度） 入院外　１月あたり600円限度
義務教育就学後 ～12歳到達年度末	入　院　１日あたり500円 （月20日限度） 入院外　３割負担（助成なし）	入　院　１日あたり500円 （月７日限度） 入院外　１月あたり1,200円限度
中学１年 ～中学３年年度末		入　院　１日あたり500円 （月７日限度） 入院外　３割負担（助成なし）

※いずれも１医療機関ごとの負担となります。

◆注意事項

・重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証をお持ちの方は子ども医療証を使用できません。
・生活保護受給者は子ども医療制度を受給できません。
・平成２８年９月末に医療証の差し替え分を送付します。
・新たに対象となった中学生は希望者のみ医療証を交付します。
（中学生が医療証交付前に受診した場合は後日償還払いの申請が必要になります。）

【問い合わせ先】
筑紫野市市民生活部
国保年金課医療年金担当
TEL 092-923-1111（内線282）